獣害による農作物被害軽減に向けた補助制度（令和８年度）

獣害による農作物被害軽減は、侵入防止柵設置などの「守り」と捕獲・追払いなどの「攻め」の活動を、個人個人ではなく集落全体で取り組むことが重要です。

各集落において残渣ごみや放任果樹等を放置しないなど誘引物の適切管理をお願いします。

①②　電気柵に対する補助（資材の支給）

内容	公費	地元	備考
新規	1/1	定額	
一部更新	1/2	1/2	新規設置後8年が経過していること

③　ワイヤーメッシュ柵に対する補助（資材の支給）

内容	支給内容	備考
新規	イノシシ用(高さ 1.5m)	上限単価 1,290 円/m(税抜)
	シカ用(高さ 2m)	上限単価 1,950 円/m(税抜)

※上限を超えた部分や修繕による新規購入については、地元負担となります。

④　ネット柵に対する補助（資材費及び設置費の補助）

内容	公費	地元
新規	2/3	1/3

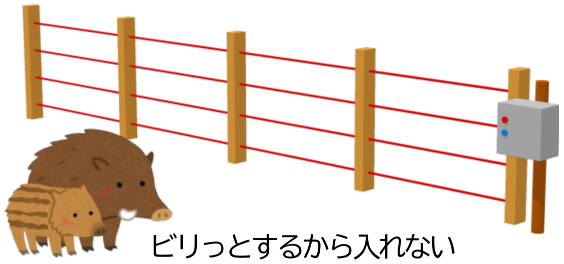

⑤⑥⑦　捕獲檻やサルなどの追払いに使用する消耗品、備品購入に関する補助

内容	市	地元	備考
捕獲檻の購入(大型獣)	1/2	1/2	1 集落上限10万円
捕獲檻の購入(小動物)	1/2	1/2	1 集落上限6万円
消耗品(爆竹等)	1/2	1/2	1 集落上限1万円
備品(電動ガン等)	1/2	1/2	1 集落上限3万円

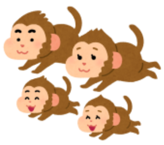

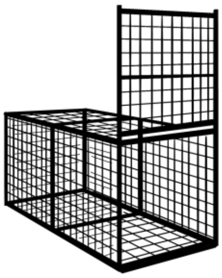

詳しくは HP をご確認ください

⑧　捕獲したシカ、イノシシの埋設処理に対する報償費

捕獲隊が捕獲したシカ、イノシシを埋設した際に報償費を支給します。

埋設した獣種	集落が単独で埋設	捕獲隊と協力して埋設
シカ(成獣)	8,000 円/頭	5,000 円/頭
シカ(幼獣)	4,000 円/頭	2,000 円/頭
イノシシ(成獣)	5,000 円/頭	3,000 円/頭
イノシシ(幼獣)	2,000 円/頭	1,000 円/頭

※ 成獣の年間埋設頭数が 1 集落あたり 10 頭を超えるごとに、9，500円を加算します。

⑨　狩猟免許の取得に対する補助

狩猟免許準備講習会受講料、試験受験料、更新料を受験者個人に補助します。

内容	初心者	経験者	更新者	備考
準備講習会受講料	9,300 円	7,300 円	－	市内在住かつ免許取得者
試験受験料･更新料	5,200 円	3,900 円	2,900 円	協議会会員かつ免許取得者

初心者：初めて狩猟免許を取得しようとする者
経験者：すでに狩猟免許を取得しており、他の猟種を受験する者

※ 予算等の事情により年度途中に補助制度が終了、変更する場合もあります。
詳細は、有害鳥獣対策室にお問い合わせください。

補助制度一覧表　（※）は補助上限あり

<table>
<tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">補助名称</th><th rowspan="2">補助内容</th><th rowspan="2">申請要件</th><th colspan="3">補助対象団体</th></tr>
<tr><th>協議会</th><th>農家組合</th><th>自治会</th></tr>
<tr><td>①</td><td>電気柵の新規設置</td><td>定額(※)</td><td rowspan="4">前年度に要望とりまとめ</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td>②</td><td>電気柵の一部更新</td><td>最大 1/2 補助</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td></tr>
<tr><td>③</td><td>WM柵資機材の支給</td><td>定額(※)</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>④</td><td>ネット柵資機材及び設置費</td><td>2/3 補助</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>捕獲檻購入</td><td>1/2 補助(※)</td><td rowspan="3">購入前の申請</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>追払い消耗品購入</td><td>1/2 補助(※)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>⑦</td><td>追払い備品購入</td><td>1/2 補助(※)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>⑧</td><td>埋設報償費</td><td>定額</td><td>申請書提出</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="2">⑨</td><td>狩猟免許事前講習会費補助</td><td>講習会費全額</td><td>福井市民･免許取得</td><td colspan="3">受講者個人</td></tr>
<tr><td>狩猟免許料補助</td><td>免許料全額</td><td>上記＋協議会加入</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table>

・協議会とは、集落が設立する鳥獣害対策協議会のことです。

〒910-8511 福井市大手３丁目 10-1
福井市役所本館５階　有害鳥獣対策室
（ＴＥＬ：0776-20-5701　ＦＡＸ：0776-20-5752）